入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年10月15日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局副局長　石原　　洋

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第14号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　大阪港夢咲トンネル遠方監視制御設備改良工事

⑶　工事場所

夢咲トンネル咲洲側換気所：大阪府大阪市住之江区南港北２丁目５

夢咲トンネル夢洲側換気所：大阪府大阪市此花区夢洲中１丁目地先

⑷　工事内容　本工事は、大阪港夢咲トンネルの遠方監視制御設備の更新を行うものである。

⑸　工期　契約締結日から令和11年３月２日まで

⑹　本工事は、施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑼　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑽　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⑾　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

⑿　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、近畿地方整備局港湾空港部ＨＰ等により公表する。

⒀　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する工事である。

⒁　本工事は、担い手育成活動を実施した場合、請負工事成績評定で評価する工事である。

⒂　本工事の一部は、近畿地方整備局が受委託契約に基づいて施工するものである。よって、本工事に係る開札は、委託者との契約が開札日までに成立することを条件に行うものであり、開札日までに委託者との契約が成立していない場合は、開札を延期又は取りやめる場合がある。

⒃　本工事は、主任（監理）技術者や現場代理人として施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）」の工事である。

なお、技術指導者の配置については、申請書の提出者が選択できるものとし、配置予定の主任（監理）技術者が競争参加資格に定める同種工事（全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係）に限る）の施工経験を有さない場合に技術指導者の配置を行うことができる。

⒄　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

⒅　本工事は、主任（監理）技術者等未経験の技術者を主任技術者又は監理技術者として配置した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒆　本工事は、快適な職場環境を促進した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒇　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(21)　本工事は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において、認定又は表彰された工事実績を企業の同種工事の施工実績及び技術者の同種工事の施工経験として評価する工事である。

(22)　本工事は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する工事である。

(23)　本工事は、工事検査時（完成・既済部分等）を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、工事検査の時間短縮や受注者の説明用資料作成の省略により、検査の効率化を進めるとともに、受発注者の負担軽減を図ることを目的とした「検査書類限定型試行工事」の対象工事である。

(24)　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性をチェックする試行工事である。

(25)　本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における令和７・８年度通信設備工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている特定ＪＶ、単体又は経常ＪＶであること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　平成23年４月１日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。

なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５第２項に規定する工事成績評点表の評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

・同種工事は、次のとおりとする。

(イ)　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、次に掲げる施工実績を有すること。

・道路トンネルの遠方監視制御設備の施工実績

(ロ)　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次に掲げる施工実績を有すること。

・遠方監視制御設備の施工実績